



# 災害時要援護者 避難支援事業とは？

☎事業について：生駒市高齢施策課(☎0743-74-1111、内線767)  
災害対策について：防災安全課(内線255)

自然災害(原則として風水害や土砂災害)が発生した場合やそのおそれがある時に備えて、避難支援を必要とする人の情報を、市や自治会などで事前に共有することで、避難時の手助け等を地域の中ですばやく行えるよう、地域での助け合い(共助)による支援体制を整備するものです。



手助けしてもらえると助かるんだけど。

## 災害時の支援とは？

災害時の手助けのことで、基本的な役割は次の3つです。

### 1 安否確認

例えば…  
すぐに無事が確認できましたね

### 2 情報提供

例えば…  
避難所が開設されましたよ

### 3 避難先までの避難行動の支援

例えば…  
車いすを押しますね

避難支援員  
自治会等を通じて近隣の人のの中から選定



災害時要援護者  
自力による避難が困難で  
家族の支援も難しい人

## Q 避難行動とは「家から出て避難所へ移動すること」？

A 災害時の「避難行動」とは、「状況に応じた安全な行動をとること」です。具体的には次の3つ。

- ① 水平避難…知人の家や集会所、市指定避難所など安全なところへ避難する。
- ② 垂直避難…浸水などから逃れるため、建物の2階などに避難する。
- ③ とどまる避難…強風や大雨などで外へ出ることの方が危険な場合もあります。家の中の安全な場所(崖から遠い部屋や2階など)でとどまることも避難の一つです。

避難所に行かなければならない状況とは、巨大台風や大雨による土砂崩れや大地震による家屋の損壊など、自宅にいたことが危険である場合です。

避難支援員の方は、  
※まず、ご自分の身の安全、家族の身の安全を確保したうえで、支援を行っていただくこととなります。  
※近隣住民として、できる範囲の支援をするもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

## 選定の流れ

- 1 8月に、市役所から災害時要援護者の新規対象者に調査票を送付します。



## 対象はどんな人？

- 2
- ①70歳以上のひとり暮らしの人
  - ②要介護認定3以上の人
  - ③身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1級の人
  - ④難病患者(郡山保健所に要援護台帳の登録をされている人)
  - ⑤その他上記に準じる人(詳しくは問い合わせください)



3



対象者の中から「災害時、自分ひとりや、家族・知人などの手をかりて避難できない」ので「避難支援員の選定を希望する」と回答された方を「災害時要援護者台帳」に登録します。

4

自治会等地域の  
皆様のご協力が  
不可欠！



10月以降に自治会等のご協力のもと、地域の中で避難支援員(原則として2人)を選んでいただき、「個別支援計画書」を作成します。以降は1年に一度、情報に変更が無いか確認していきます。

## 【避難支援員の方に普段からお願いしたいこと】

- ①災害時要援護者の状況と必要な支援内容に変わりがないか把握していただくこと(変更があれば自治会長か市役所へ連絡をお願いします)。
- ②個人情報を含む「個別支援計画書」を適切に管理していただくこと。
- ③災害時要援護者と日頃からコミュニケーションをとるなど、日常的な関わりを持っていただくこと。
- ④避難情報の入手環境を整備していただくこと(自治会の連絡網の確認や災害緊急情報メールの登録など)。



自治会等地域の皆様のご協力で成り立っています



## 【災害時要援護者の登録を希望される方へ】

- ①同居のご家族がおられる場合は、基本的にご家族で対応していただくようにお願いします。
- ②避難支援員の方自身が被災するなど、状況によっては、支援をしていただくことができないことも想定されます。要援護者に対する支援を保証するものではありません。
- ③「個別支援計画書」の作成にあたっては、原則として自治会等、地域の関係者の方が災害時要援護者の方のお宅を訪問して、①ご自身の身体状況、②避難する時に必要な支援内容などの聞き取りなどを行っていただきます。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。